

平成27年10月から私たちの年金が変わります

～被用者年金制度が一元化され共済年金は厚生年金に統一されます～

ここでは、厚生年金への統一に伴う年金制度及び標準報酬制（保険料の算定基準）への変更についてお知らせします。

共済年金から厚生年金へ

現在、公務員は共済年金に加入していますが、平成 27 年 10 月 1 日から厚生年金に加入することになります。

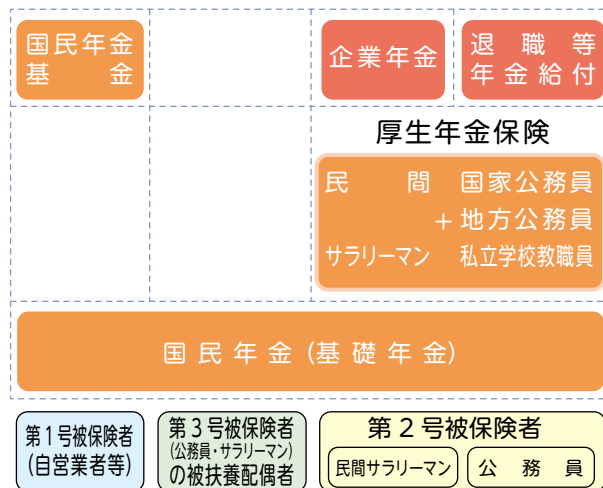
そのため、一元化後に受給権が発生する方は「厚生年金」の名称で年金が支給されることとなります。

また、「職域年金」は廃止となりますが、新たな公務員制度として「退職等年金給付」が創設されます。

なお、保険料率は、厚生年金に合わせるため引き上げられ、制度間の差異は解消します。

- ※ 共済年金と厚生年金は同じ制度設計となっています。
- ※ 「職域部分」は廃止されますが、掛金を納めた期間分は「旧職域部分」として、一元化後も支給されます。

一元化後の「公的年金制度」の姿



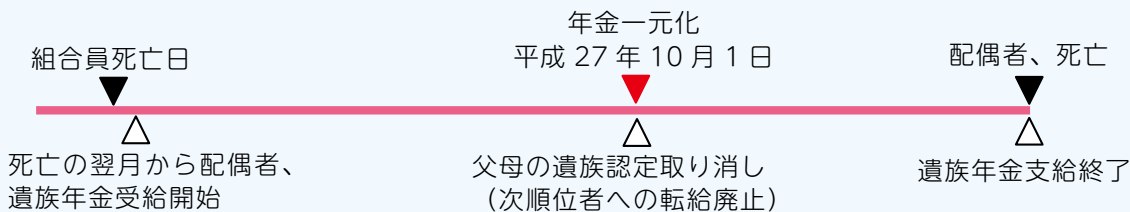
一元化後に取扱いが変わります

変更になる項目	一元化前	一元化後
加入年齢の制限	制限なし	70歳までの加入
未支給年金の支給範囲	遺族 又は、遺族がない場合は相続人 (遺族の範囲：死亡した方によって 生計を維持されていた 配偶者・子・父母・孫・祖父母)	死亡した方と生計を同じくしていた 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ・甥姪などの3親等内の親族
老齢給付の在職支給停止	共済組合に再加入の場合 賃金等+年金月額が28万円を超えた 場合、一部又は全部を停止 厚生年金に加入した場合 賃金等+年金月額が47万円を超えた 場合、一部又は全部を停止	厚生年金に加入し、65歳未満の場合 賃金等+年金月額が28万円を超えた 場合、一部又は全部を停止 厚生年金に加入し、65歳以上の場合 賃金等+年金月額が47万円を超えた 場合、一部又は全部を停止
在職中の障害年金	基本、全額支給停止	支給される(職域部分は除く)
障害(遺族)給付の支給要件	要件なし	初診(死亡)日の前々月までの保険料納付 済期間及び免除期間が加入期間の2/3以上 あること
遺族年金の転給制度	先順位者が失権した場合、次順位者へ支給	先順位者がいる場合、次順位者は遺族に 認定されず
遺族年金の遺族認定及び支給期間	夫・父母・祖父母の認定に年齢制限なし 障害のある子・孫の支給に年齢制限なし	認定は、夫・父母・祖父母の場合55歳以上 障害のある子・孫の支給は、20歳になるまで
支給開始年齢の特例	男女とも同じ 特定消防組合員は、一般組合員より6年遅 れで引き上げ	女子は、男子より5年遅れで引き上げ (共済組合員期間には、適用されない) 特定消防職員の特例は存続

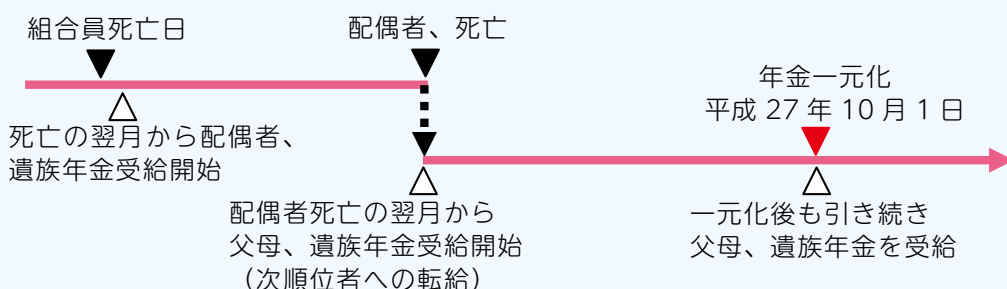
一元化後の遺族年金の支給

一元化後は、遺族認定の際に、配偶者や子（先順位者）がいる場合、父母・孫・祖父母等（次順位者）は遺族に認定されなくなります。

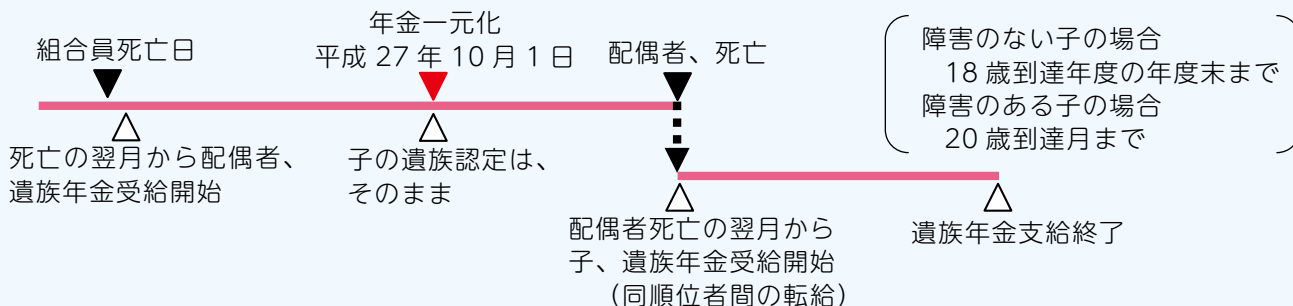
【例1】「配偶者」と「父母」が遺族に認定。（一元化後に配偶者死亡の場合）



【例2】「配偶者」と「父母」が遺族に認定。（一元化前に配偶者死亡の場合）



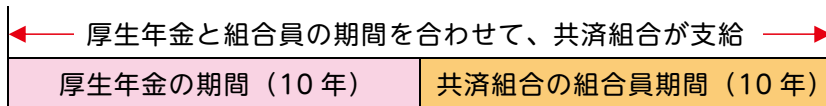
【例3】「配偶者」と「子」が遺族に認定。（一元化後に配偶者死亡の場合）



一元化後の遺族年金の支給方法

【年金加入期間が 25 年未満（短期要件）の場合】

最後に加入していた実施機関から支給される。



【年金加入期間が 25 年以上（長期要件）の場合】

各実施機関に加入していた期間分の年金が、それぞれの実施機関から支給される。



※「実施機関」とは、各共済組合や日本年金機構など、年金に関する事務を執り行う機関のこと。

年金保険料率（掛金率）が引き上げられます

毎年9月に3.54%ずつ保険料率を引き上げていき、平成30年9月に183%に引き上げられた後は、この率に固定されることとなります。

年 月	平成27年9月	標準報酬制へ移行	平成27年10月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
保険料率 ()は個人負担分	一般組合員 216.3038 (107.9875) 特別職組合員 173.043 (86.39)	→ 詳しくは5ページ 以降ご覧ください	172.78 (86.39)	176.32 (88.16)	179.86 (89.93)	183 (91.5)

(千分率)

※保険料は、労使折半となっていますので、皆さんが負担する保険料の上限は91.5%となります。
 ※上記、平成27年10月以降の保険料率には退職等年金給付に係る保険料15%（個人負担分7.5%）は含まれておりません。

退職等年金給付

一元化により廃止となる「職域部分」に代わり、公務員制度の退職給付の一部として「退職等年金給付制度」が設けられます。

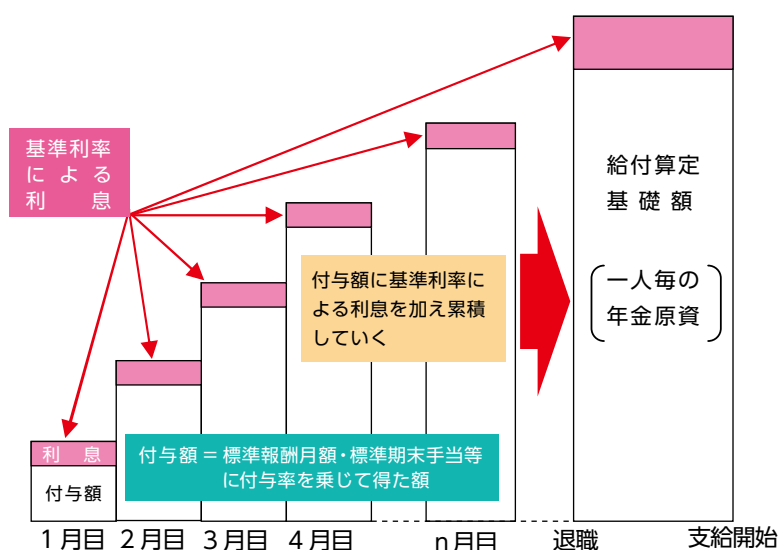
なお、平成27年10月以降の退職等年金給付に係る保険料は、15%（個人負担分7.5%）となります。

給付の要件と種類

1. 退職年金 65歳以上 …… 終身年金+有期年金（20年・10年支給、一時金）
2. 公務障害年金 公務による傷病で障害等級1～3に該当した場合 …… 終身年金
3. 公務遺族年金 公務による傷病で死亡した場合 …… 終身年金

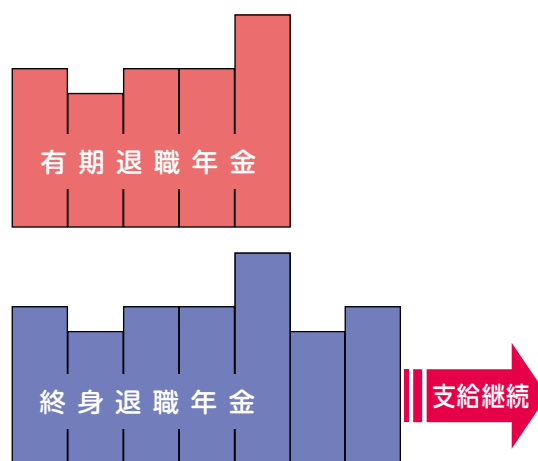
※ 現役時および退職後も「公務員の信用失墜行為」等に該当した場合、給付制限措置あり

【積立てのイメージ】



※ 基準利率…国債の利回りに連動

【支給のイメージ】



給付設計

- キャッシュバランス方式
給付水準を客観的指数に連動させることにより、給付債務と積立金のかい離を抑制する仕組み
※ 客観的指数には、国債利回りや予想死亡率等を使用する
- 組合員ごとに「仮想個人勘定」を設定し、「給付算定基礎額」を積上げ、年金支給原資とする
- 給付に要する費用は、労使で折半し、組合員が負担する掛金率の上限は 7.5%と法律に明記

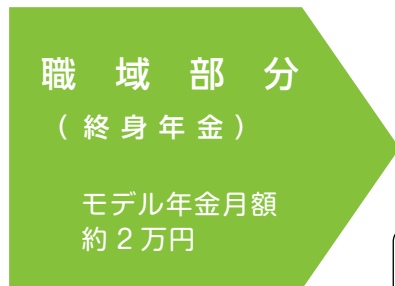
退職年金

- 給付の半分を「有期退職年金」、残りの半分を「終身退職年金」として支給
※ 当分の間、60歳から繰上げ、70歳からの繰り下げ支給も可能
- 「有期退職年金」は、20年支給（10年支給・一時金の選択も可能）
※ 受給期間を残し死亡した場合、残存期間分の年金支給原資を遺族に対し「一時金」として支給

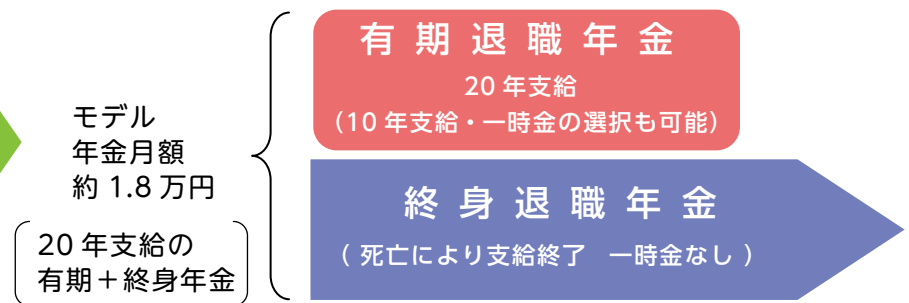
【退職年金の支給イメージ】

※ 標準報酬月額 36 万円・加入期間 40 年等の条件を置いて試算

◎ 一元化前（職域部分）



◎ 一元化後（退職等年金給付）



【過渡期の支給イメージ】

